

★★★ 小児慢性特定疾患医療費助成のお知らせ ★★★

対象疾患（ ）

重症申請：する・しない

18歳未満の患者様（20歳まで延長可）が利用でき、生計中心者の課税状況に応じて自己負担額が決定されます。重症認定条件を満たす方は、自己負担がありません。該当するかどうかは主治医にお尋ねください。なお、この制度は申請日から適応されます。ご注意ください。

手続きの仕方・・・・・・・・・・・・・・・・

1) 健康福祉センター へ申請に行く

総合庁舎 1 F 保健福祉課 65-2639

- 申請書・重症患者用申請書（保健所にある）
- 意見書（医師に書いてもらう）
- 住民票謄本（世帯全員が一枚になっているもの）
- 生計中心者の所得税の証明書（平成19年分）※
- 印鑑
- 保険証
- 身体障害者手帳（持っている人のみ）

※所得税の証明書について・・・お勤めによって異なります。

職業等	必要書類	税額 0 またはナシの場合に追加で提出するもの
会社員	源泉徴収票	課税証明書（最新のもの）
自営業または会社員で確定申告をしている方	納税証明書その1 確定申告の控え の2点	課税証明書（最新のもの）
主婦、フリーター	課税証明書（最新のもの）	

源泉徴収票は会社で発行してもらう。

納税証明書は税務署で申請して発行してもらう。富士税務署 61-2460

課税証明書は市役所で申請して発行してもらう。富士市役所 3 F 収税課 管理担当 55-2729

2) 医療費の支払いについては 中央病院 総合窓口①へいく

2～3ヶ月して自宅へ受診券が郵送されます。

それまでの間は保険証での計算となります。

（乳幼児医療受給者証を持っている人も健康保険証で3割計算されます。）

中央病院退院時支払いは、立替支払いか、受診券が届いてから支払うかを

総合窓口①へ申し出ていただきますようお願い致します。

3) 受診券が届いたら 中央病院へ清算に行く

中央病院 総合窓口②③

- 郵送された受診券
- 印鑑
- 立替支払いした方は領収証（誓約書を書いた方は請求書）

4) 乳幼児医療受給者証をお持ちの方は 子育て支援課に行く

市役所の子育て支援課で手続きをすることにより、病院で支払った医療費が戻ってきます。
 (食事、オムツ、病衣等は対象になりません) 富士市 子育て支援課 51-0123

富士宮市 0544-22-1146

- 郵送された小児慢性特定疾患医療受診券
- こども医療費受給者証
- 保険証
- 病院で支払った領収証
- 保護者の預金通帳
- 印鑑

5) 富士市在住の方は 助成金の申請に行く

富士市役所 保健医療課 55-2739

富士市在住の方は保健医療課で手続きをすることにより助成金を受け取ることができます。

※継続して受け取る場合は、毎年手続きが必要です。継続申請の通知はありませんのでご注意ください

- 郵送された小児慢性特定疾患医療受診券
- 保護者の貯金通帳
- 印鑑

申請後は、フィランセより 3 ヶ月毎に通知が届きますので、入院・通院した日を記入してフィランセに送り返してください。

お問合せ先

- ◆ 富士市立中央病院 0545-52-1131 地域連携室 (内線 2918) 医療ソーシャルワーカー
- ◆ 富士健康福祉センター 保健福祉課 65-2639
- ◆ 富士健康福祉センター富士宮支所 0544-27-1131

.....
 小児慢性特定疾患自己負担額限度額表 (1 ヶ月あたり) 単位: 円

	階層区分	入院	外来
A	生活保護の被保護世帯	0	0
	生計中心者の市町村民税が非課税の場合	0	0
B	生計中心者の所得税が非課税の場合	2,200	1,100
C	生計中心者の前年の所得税課税年額が 5,000 円以下の場合	3,400	1,700
D	生計中心者の前年の所得税課税年額が 5,001 円以上 15,000 円以下の場合	4,200	2,100
E	生計中心者の前年の所得税課税年額が 15,001 円以上 40,000 円以下の場合	5,500	2,750
F	生計中心者の前年の所得税課税年額が 40,001 円以上 70,000 円以下の場合	9,300	4,650
G	生計中心者の前年の所得税課税年額が 70,001 円以上の場合	11,500	5,750

※ 自己負担限度額の最高階層となることを申請者が了承した場合は、所得を証明する書類の添付を省略できる。